

「初期投資ゼロモデル」による県有施設への再生可能エネルギー導入事業 仕様書

1 目的等

(1) 事業名

「初期投資ゼロモデル」による県有施設への再生可能エネルギー導入事業

(2) 背景

- ・熊本県（以下「県」という。）では、令和3年（2021年）7月に策定した第六次熊本県環境基本計画において、県の事務・事業における温室効果ガスを2030年度までに60%以上（2013年度比）することを目標としている。
- ・目標達成のための施策として、県有施設への再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）導入を推進し、平時の温室効果ガス排出削減と災害時における対応機能強化の両立を図ることとしている。

(3) 目的

- ・県有施設への再エネ導入のモデルケースとして、「初期投資ゼロモデル」を活用して球磨川流域の3総合庁舎（県南広域本部八代総合庁舎、芦北地域振興局芦北総合庁舎、球磨地域振興局球磨総合庁舎）に再エネを導入する。
- ・導入した再エネについては、平時には庁舎で自家消費し、災害時には庁舎や避難所等での非常電源として活用する。

2 事業内容

(1) 概要

- ・事業者は、対象施設にソーラーカーポート型の太陽光発電設備及びその附帯設備（以下「再エネ設備」という。）を導入し、事業実施期間において再エネ設備で発電した電力を庁舎へ供給するとともに、当該再エネ設備の運転・維持管理を行い事業終了後に撤去する。
- ・県は、再エネ設備から庁舎に供給された電力を使用し、使用した電力量に応じて代金を支払う。
※庁舎で使用する電力量が、再エネ設備で発電した電力量を上回る場合、不足する電力は、別途県が系統電力から調達する。
- ・再エネ設備で発電した電力は、庁舎や電気自動車の電力として全量自家消費することを基本とする。ただし、余剰電力が発生する場合には、事業者は、売電や出力抑制など必要な対応を講じる。なお、国補助金を活用する場合には、国補助金の規定にそった対応とすること。

(2) 対象施設

- ・県南広域本部八代総合庁舎（熊本県八代市西片町1660）
- ・芦北地域振興局芦北総合庁舎（熊本県葦北郡芦北町芦北2670）
- ・球磨地域振興局球磨総合庁舎（熊本県人吉市西間下町86-1）

(3) 再エネ設備

- ・本事業で導入する再エネ設備は①～④以下のとおり。
- ・なお、①～③については、事業者の創意工夫により、適宜内容を見直しても差し支えない。

①太陽光発電設備

- ・ソーラーカーポート型の太陽光発電設備
- ・屋根置き型の太陽光発電設備

※屋根置き型の太陽光発電設備は、八代総合庁舎の既設駐輪場屋根及び球磨総合庁舎の既設車庫の屋根への設置を想定している。なお、いずれの庁舎についても、庁舎屋上への設置は想定していない。

②充放電設備

- ・急速充電器（電気自動車2台分）
※経済的かつ効率的な提案を行うことも可。
- ・コンセント（1,500w相当）

③蓄電池

- ・県負担で電気自動車（車載型蓄電池（約40kwhを想定））を2台導入することを想定しており、当該電気自動車を蓄電池として活用することを基本とする。
※定置型蓄電池を設置する場合、国の補助事業の規定や県負担で導入する電気自動車の蓄電池容量を考慮したうえで、定置型蓄電池の容量を検討すること。

④①～③に付帯する配線等

(4) 事業者が実施する業務内容

①再エネ設備の検討

- ・導入する再エネ設備の容量検討、庁舎の現地調査を行う。
- ・既存の施設に再エネ設備を設置する場合には、再エネ設備設置による施設の安全性の確認を行う。

②再エネ設備の設置

- ・①について県の確認を受けた後、県と事業者との協議が整った場合、県と事業者との間で覚書を締結したうえで、提案内容を基に設計・施工（設計・工事監理業務、工事に関連する手続き及びその関連業務を含む。）し、再エネ設備を設置する。
- ・ソーラーカーポート型の再エネ設備を設置する場合には、設置場所を引き続き駐車場として使用できるよう、必要な整備を行う。
- ・再エネ設備設置に伴い既存設備や施設を破損した場合には、事業者の負担で修復を行う。
- ・再エネ設備で発電した電力は再エネ設備を設置した庁舎に供給する。

③再エネ設備の維持管理等

- ・導入した再エネ設備について、運転管理及び維持管理を行う。

- ・再エネ設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合には、すみやかに機能の回復を行う。

④効果検証

- ・導入した再エネ設備について、運転期間内における温室効果ガス排出量削減効果の検証業務を行う。

⑤再エネ設備の撤去

- ・運転期間終了後、事業者は再エネ設備を撤去する。
- ・再エネ設備撤去により既存設備や施設を破損した場合には、事業者の負担で修復を行う。

⑥その他

- ・庁舎管理者への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。説明業務の詳細については、県と事業者で協議のうえ決定する。
- ・国補助金を活用する場合には、当該補助金の申請等を行う。

3 事業期間

- ・本事業の期間は、再エネ設備の運転開始日から最長で20年とする。
- ・再エネ設備の運転開始時期は、令和5年度（2023年度）を目安とする。なお、芦北及び球磨総合庁舎については、既設の受変電設備等の改修工事を令和4年度（2022年度）に予定しているため、再エネ設備の工事時期などの詳細は、事業予定者決定後に県と事業予定者で調整したうえで決定する。
- ・国補助金を活用する場合には、当該補助の規定に従った事業期間とする。

4 事業費用

- ・県は再エネ設備から庁舎に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を運転期間において支払う。
- ・電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測するものとし、電力量計の検定費用は事業者が負担する。
- ・契約単価は、電力使用量に対する単一の電力量料金単価（以下「自家消費料金単価」という。）とする。
- ・自家消費料金単価は、設備の設置、運用、維持管理等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含め、原則、契約期間中固定とする。
- ・国補助事業を最大限活用し、自家消費料金単価のコストダウンに努める。

5 事業実施の条件

(1) 基本的条件

- ・事業者は事業実施にあたって以下のとおり、再エネ設備を導入する対象施設について「①現地調査」、「②設備容量検討」、「③各種関係手続」、「④構造検討」を行い、建築基準法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を県に提出すること。

※当該書類は建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士により確認されたことを証するものであること。

- ・県が当該書類を確認し、再エネ設備を設置可能と判断した施設のみ再エネ設備の設置を認める。

①現地調査

- ・②～④の検討に際して、庁舎の現地調査を行うこと。

②設備容量検討

- ・再エネ設備の容量については、対象施設ごとに適切な容量とすること。
- ・再エネ設備により発電した電力は、庁舎や電気自動車の電力として全量自家消費することを基本とする。ただし、余剰電力が発生する場合には、事業者は、売電や出力抑制など必要な対応を講じる。なお、国補助金を活用する場合には、国補助金の規定にそった対応とすること。

③各種関係手続

- ・事業実施にあたって、各種法令の規定に基づき届出等手続きを要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続きを行うこと。
- ・特に、太陽光発電設備に係る建築基準法の高さ制限や蓄電池設置に係る消防法の規制、**取引用計器設置に係る計量法の規制**については十分留意すること。

④構造検討

- ・既存の施設に再エネ設備を設置する場合など、施設の安全性の検討が必要な場合には、設置の際に発生する荷重増加等の影響に対し、長期荷重・地震力・風圧力・積雪荷重・その他外力に対して施設の耐久性が問題ないことを書面により報告すること。
- ・ただし、設計図面から新たに構造計算を行わなければならない施設や破壊検査等の追加調査を行わなければ構造計算ができない施設等、構造調査が困難な施設が判明した場合は、原則として、当該施設は設置場所から除外する。

(2) 施設の提供に関する条件

- ・事業者は、施設を事業以外の用途に使用してはならない。
- ・事業実施に当たり予想されるリスクと責任分担について別紙2のとおりとする。なお、これに定めのないものについては協議により決定する。

- ・再エネ設備を設置した施設について、県が別途、庁舎の改修工事等を実施する際は、事業者は必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。なお、設備の移設に伴う費用負担が発生する場合、県と事業者で協議をしたうえで、県と事業者の負担割合を決定するものとする。
- ・県は、事業者が5で定める事項を履行しないときは、当該施設の提供を取り消すことができる。この場合、事業者の責任と負担において施設から再エネ設備を速やかに撤去し、撤去により防水層等を破断した場合には修復すること。
- ・事業実施中に、施設に雨漏りが生じた場合には、事業者は原因究明に協力するとともに、原因が設備設置に起因する場合には、事業者が責任を負い、事業者負担により速やかに修復すること。
- ・県が自家消費した電力に付随する環境価値については、県に帰属するものとする。
- ・再エネ設備の所有者が事業者以外の法人である場合、事業者は、5（6）に関する対応など、本書で定める事項に速やかに対応できる体制を構築するものとする。

（3）工事の仕様等

- ・再エネ設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、FIT法、廃棄物及び清掃に関する法律、計量法等の関係法令を遵守するものとする。
- ・太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第39条及び「JIS C8955（2017）『太陽電池アレイ用支持物設計標準』」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。また、確認結果を県に報告すること。
- ・再エネ設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）により行うものとする。設計用地震力の計算の際は、耐震性能は耐震クラスSを適用すること。
- ・太陽光発電設備はJ E T認証を取得したものであること、または相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
- ・日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。
- ・事業者は、施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面、工程表等を県に提出し、確認を受けること。
- ・施工にあたり、県が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。
- ・施工にあたり、庁舎の利用や安全に支障が起きないように、施設管理者と協議のうえ、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。

- ・既設設備の保守点検や施設の維持管理に支障がない計画とすること。
 - ・事業期間中、県の職員等が行う施設の管理及び点検等のための立ち入りに支障が生じないようにすること。
 - ・既設のコンクリート床、壁などの穴あけは、作業前に鉄筋の探査を行うなどして既設の鉄筋を切断しないようにすること。
 - ・再エネ設備の設置に際しては、庁舎に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせチラシ等）を作成し、県と協議のうえで、各庁舎の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。
 - ・工事完成時には、現地で県の確認を受けること。さらに、完成図書書類を3部作成し、県に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにDXF形式データ及びオリジナルCADデータを提出すること。
- (4) 責任分界点等
- ・事業者は、県及び各庁舎の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること。
 - ・事業者は、点検を毎年1回以上行い、故障や腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うこと。
 - ・事業者は、災害発生後は原則として再エネ設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- (5) 県及び第三者への損害
- ・事業者は、本事業により、県及び第三者に損害を与えないようにすること。
 - ・損害が発生した場合に備え、損害保険や賠償責任保険等に参加し、県へ写しを提出すること。
 - ・県及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が保証責任を負い、事業者の責任において速やかに対応すること。
 - ・事業者が責任を負うべき事項で、県が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で責任分担が決定されていないものについては、別途県と事業者で協議する。
- (6) 再エネ設備の撤去等
- ・事業者は、事業期間終了後、事業者の負担により速やかに再エネ設備を撤去する。
 - ・県の都合により再エネ設備を継続して設置することができなくなった場合、県は再エネ設備の撤去を求めることができる。この場合の費用負担は、県と事業者で協議したうえで決定する。
 - ・事業者の都合により事業期間の途中で事業を終了した場合は、原則として、事業者の費用負担により再エネ設備の撤去を行い、原状回復を行う。ただし、県が再エネ設備の残置を求める場合には、県と事業者で協議をしたうえで、再エネ設備を事業者から県へ無償譲渡するものとする。

(7) その他

- ・事業者は業務上知り得た内容、情報等を県の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- ・その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、県と事業者で協議して決定するものとする。